

公立大学法人横浜市立大学オープンイノベーションラボ（仮称）
整備事業における実施設計技術協力業務委託仕様書

受託者は、委託者から受託した業務を、委託契約約款に定めるもののほか、この仕様書に定める内容に従い、円滑に実施するものとする。

1 業務名称

公立大学法人横浜市立大学オープンイノベーションラボ（仮称）整備事業における実施設計技術協力業務委託

2 履行場所

横浜市金沢区福浦3丁目9番地

3 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 用語等の定義

(1) 新棟建設工事

新棟建設工事とは、「公立大学法人横浜市立大学オープンイノベーションラボ（仮称）整備事業に係る建設工事」を指す。

(2) 技術協力業務

技術協力業務とは、発注者及び設計者と協働し、高度な技術提案、バリューエンジニアリング（「品質を同等以上としコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」かつ「効率的で工期短縮につながる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）並びに施工実施方針を実施設計に反映させるための業務を指す。

(3) 三者協議会

三者協議会とは、発注者、設計者及び受託者の三者により組織される「公立大学法人横浜市立大学オープンイノベーションラボ（仮称）整備事業技術協力協議会」を指し、実施設計時に事業者から提案される技術提案、VE提案の採否を検討し、発注者の判断により採用となった場合は、実施設計並びに工事に反映させる。

(4) 基本協定書

本委託の技術協力業務に関する協定書を指し、本委託から新棟建設工事に至るまでの交渉手続きや交渉不成立時の手続などを定める。

(5) パートナーシップ協定書

設計者が適切に実施設計を進め、かつ事業者が提案した内容を実施設計に反映できるように、発注者、設計者及び、事業者の三者が調整及び協力を努める旨を記載した協定書を指す。

5 業務内容

(1) 実施設計全般に対する技術検証

受託者は、設計者が行う実施設計の内容に対して技術提案、V E 提案が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案、V E 提案以外の部分を含めて施工性の観点から実施設計の内容の確認を行う。実施設計の内容について疑義がある場合は、発注者に報告し指示を受けるものとする。その他下記の検証及び協力を行う。

ア 技術提案、V E 提案項目についての検証（必要と判断された項目）

イ 技術提案、V E 提案への協力（資料作成、概算算出を含む）

ウ 実施設計期間中の変更、追加要望に関するコスト検証

エ 材料の早期発注等による更なる工期短縮実現のための材料検討及び図面作成

(2) 施工実施方針及び施工計画の作成

受託者は、設計者が行う実施設計の内容に応じた施工方法、資材・部材の搬入計画、施工順序、工事工程表等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工実施方針及び施工計画を作成するものとする。

ア 総合施工計画の検討、提案

イ 各工事ステップの仮設計画の検討、提案（仮設駐車場整備等を含む）

ウ 工事工程の検討、提案及び工程表の作成

(3) 技術情報（本プロポーザル時において採用された技術提案、V E 提案を含む）等の提出

(4) 技術提案及び設計補助

ア 主要構造方式・残土処分計画・雨水排水計画・仮設計画・造成計画・施工計画・工程計画・駐車場計画

イ 敷地内別途工事との調整方法

ウ その他、必要な技術提案、V E 提案の検討、及びそれらに伴う設計補助

エ 設計変更に関わる必要な検討及び申請業務において要求される行政折衝、必要書類作成

(5) コスト管理支援及び工期短縮の提案

受託者は、本プロポーザル時に提出された、概算工事費見積内訳明細書及び採用されたV E 提案内訳明細書に基づき、工事費内訳明細書を作成し、設計者が行う実施設計の内容に応じた工事費内訳明細書の更新を行う。

受託者は、工事費内訳明細書の深度化、更新方法については、実施設計の進捗に応じて発注者と協議を行うとともに、発注者の指示に基づき、必要となる内訳明細書作成の根拠となる資料を提出するものとする。

受託者は、発注者及び設計者からの提案に対する内訳明細書の作成を行う。当該提案に対する内訳明細書の作成レベルは、発注者との協議による。

工事費内訳明細書については、2～3か月ごとの更新を想定しているが、発注者との協議により、適切に工事費を管理できる期間を設定し、その更新を行うものとする。

受託者は整備を効率的に行い、工期を短縮するための技術・方法等を提案するものとする。

ア 工事費参考価額を超えない実施設計内容とするための全般的な支援

イ 全体工事費内訳明細書の作成、更新

ウ 発注者及び設計者からの技術提案、VE提案に対する内訳明細書の作成

エ 全体工事管理支援（工事費及び工期）

オ 実施設計図書に基づく工事費内訳書の作成

(6) 関係機関との協議資料作成支援

受託者は、発注者及び設計者が行う関係機関との協議の資料について、施工の視点からの助言を行う。

(7) 三者協議会への出席

受託者は、発注者及び設計者と実施設計に関する三者協議を行う。協議は月2回程度とし、発注者が指示する技術者が出席するものとする。

(8) その他必要となる調査・申請業務等

各法令・条例に基づき、着工までの間に申請業務を着工までの間に許認可申請、行政手続き、調査を行うものとする。対象とする法律は下記のものとする（本事業対象外の法令・条例は除く）。

建築基準法、消防法、建築物省エネ法、都市計画法、建設リサイクル法、電気事業法、航空法、水道法、ガス事業法、騒音規制法、道路法、道路交通法、電波法、横浜市地域まちづくり推進条例、横浜市福祉のまちづくり条例、横浜市中高層建築物条例、緑の環境をつくり育てる条例、福祉のまちづくり条例

上記、記載以外の法令・条例は双方協議の上、判断することとする。

(9) 発注者の要望に応じた各種データ・資料等の作成と提供

(10) 各種会議体の記録作成

(11) 報告書の作成

受託者は、業務の成果として報告書を作成する。

(12) 先行工事対応

発注者が工事一部を先行して発注する場合は、受託者は工事見積書の作成その他の必要な業務を必要な時期に行い、協力するものとする。

6 業務の配置技術者等

配置技術者として技術協力業務責任者（本業務に関し、主として指揮、監督を行う者）及び建築・構造・電気設備・機械設備・積算の各担当者を配置すること。技術協力業務責任者は、三者協議会に出席するとともに、受託者組織の取りまとめ及び業務の管理を行う

こと。

7 新棟建設工事の概要

(1) 工事概要

- ア 用途 大学
- イ 工事種別 新築工事 2棟
- ウ 構造 i) 鉄骨造 地上3階、ii) 鉄骨造 地上2階
- エ 規模 建築面積 1,200 m² 延べ面積 3,400 m²
- オ 工事範囲 建築工事、電気設備工事、情報通信設備工事、電話設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事、外構工事、他
※別途専門工事との取り合いあり
- カ 工期 新棟建設工事請負契約締結日から令和6年10月31日まで
(※実施設計進捗により契約締結日が令和5年度中になる可能性あり。
事業計画の変更が認められた場合、発注者と受注者間の協議により令和6年度末を期限として工期を延期することができる。)

キ 敷地概要

- (ア) 工事場所 横浜市金沢区福浦3丁目9番地
- (イ) 敷地面積 94,469.80 m² (キャンパス全体)
- (ウ) 用途地域等 準工業地域/準防火地域/第五種高度地区

8 本委託業務上のリスク分担を以下の表のとおりとする。

なお、各工事請負契約約款との齟齬がある場合には、工事請負契約を上位とする。

リスクの種類		リスクの内容	負担者		備考
			発注者	受注者	
共通	制度関連 リスク	新棟建設工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		契約前に確認できるものは受注者の負担
		消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
	許認可等の取得	新棟建設工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
共通	社会 リスク	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に起因する費用の増加等	○		
		受注者が行う業務全般に関する地域住民等の要望活動、訴訟等に起因する費用の増加等		○	
	環境の保全	受注者が行う業務全般に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応		○	

		第三者賠償	発注者の事由による事故等により第三者に与えた損害(発注者の帰責事由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。)	○		
		第三者賠償	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。)		○	
			本件工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき		○	
共通	経済リスク	物価の変動	物価の変動	△	△	※
	債務不履行リスク	本業務の中止、延期	発注者の指示等による本業務の中止、延期	○		
			上記以外の事由による本業務の中止、延期(不可抗力リスクを除く)		○	
		構成員に関するリスク	受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、新棟建設工事の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
	不可抗力リスク	暴雨、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然災害又は人為的な事象による施設	○	△	損害額の算定は約款第30条による	
実施設計段階	計画・設計リスク	各種調査リスク	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○		
			受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
		設計リスク	発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
			受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
	設計変更リスク	発注者の指示により、設計図書関連資料と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○			
		受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○		
用地リスク	用地の瑕疵	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加	○		契約前に確認できるものは受注者の負担	
	地盤・地質状況の差異	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合	○			

	施工 リスク	工事完了 の遅延	発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
			受注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	
		工事費増減	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
			受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
		要求水準書等未達	完了検査等において、設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○	
		施工 段階	施工リスク	施工による 損害	施工により既設建物損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用	
引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害					○	

※横浜市立大学委託契約約款または工事請負契約約款のとおりとする。

○:リスクを負担する。 △:リスクを分担する。

9 業務の成果物

業務が完了したときは、次の成果物を提出すること。

- (1) 業務報告書
- (2) 各種技術検証資料
- (3) 技術提案書及びVE提案書
- (4) 提案に関する成果物
- (5) 工事費内訳明細書
- (6) その他発注者の指示するもの

※成果物は、電子データとしても提出すること。

なお、データ形式、提出形状等は監督員と協議すること。ただし、図面データ形式はPDF形式、DWG形式、DXF形式及び製本3部の4形式を提出すること。

10 支払条件

完了後一括払い

11 その他

本仕様書に記載のない事案が生じた際は、発注者と協議のうえ対応する。